

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和6年11月20日

措置結果告示日 令和7年 1月23日

佐倉市監査委員 滝 田 理

佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊

佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和6年度財政援助団体等監査

監 査 結 果	措 置 の 内 容
1 補助金交付団体 (1) (福) 佐倉市社会福祉協議会に関する事項 ア 指摘事項 提出書類の記載について（(福) 佐倉市社会福祉協議会・社会福祉課） 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱に基づき市に提出された補助金交付申請書及び事業報告書の一部に記載誤りが認められた。 提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。 また、所管課においても、チェック体制を強化の上、適正な補助金交付事務手続きを確保されたい。 イ 意見 小口貸付金の回収について（(福) 佐倉市社会福祉協議会） 善意銀行小口貸付期末残高に対する徴収	1 補助金交付団体 (1) (福) 佐倉市社会福祉協議会に関する事項 ア 指摘事項 提出書類の記載について （(福) 佐倉市社会福祉協議会） ご指摘のありました提出書類の記載誤りにつきましては、適正な補助金交付のための報告書類であることを認識し、細心の注意を払って書類作成にあたるとともに、内部チェック体制を強化して参ります。また、報告書式や記載内容等も再度検討して参ります。 （社会福祉課） ご指摘のありました記載誤りのチェック体制の強化につきましては、添付資料を含めて複数名による確認を行うなど、適正な補助金交付事務手続きの確保に努めて参ります。 イ 意見 小口貸付金の回収について（(福) 佐倉市社会福祉協議会） ご意見をいただきました小口貸付金の回

監 査 結 果	措 置 の 内 容
不能引当金が、実績基準で計上されており、引当率が継続的に高いものとなっている。 （福）佐倉市社会福祉協議会の制度上の問題ではあるものの、改善されておらず、今後も引当率を低下させるよう貸付金回収に努められたい。 （２）（公社）佐倉市シルバー人材センターに関する事項 指摘事項 提出書類の記載について（（公社）佐倉市シルバー人材センター・高齢者福祉課） 佐倉市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき市に提出された事業報告書の一部に記載誤りが認められた。 提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。 また、所管課においても、チェック体制を強化の上、適正な補助金交付事務手続きを確保されたい。	収につきましては、引き続き引当率の低下に向けて確実な貸付金の回収に努めるとともに、貸付残高のうち、回収不能となっているものの見直しと整理を図って参ります。 （２）（公社）佐倉市シルバー人材センターに関する事項 指摘事項 提出書類の記載について （（公社）佐倉市シルバー人材センター） 事業報告書の記載誤りについては、記載内容を複数の職員で確認する体制を取り、書類の正確な作成に努めてまいります。 （高齢者福祉課） 提出書類については、細心の注意を払って書類作成にあたるよう団体に対し指示するとともに、担当課においても複数人で書類のチェックを行い、適正な補助金交付事務手続きを確保するよう努めてまいります。
２ 公の施設の指定管理者 指摘事項 提出書類の記載について（サンエス警備保障（株）・道路維持課） 協定書及び業務基準書に基づき市に提出された事業計画書、四半期報告書、月次報告書、事業報告書に記載誤りが認められた。 提出書類については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。	２ 公の施設の指定管理者 指摘事項 提出書類の記載について （サンエス警備保障（株）） 市に提出する書類については、提出前に複数の担当者で確認するダブルチェック体制を徹底し、正確な書類作成に努めてまいります。 （道路維持課） 指定管理者には、数値の入力などに細心の注意を払って書類を作成するよう指示す

監 査 結 果	措 置 の 内 容
また、所管課は施設の管理運営に関し、指定管理者に適時報告を求め、必要な調査・指示を行い、業務履行を監督しなければならない。各種報告に対するチェック体制を強化の上、適切な審査を実施されたい。	るとともに、担当課においても指定管理者に報告を適時求め、進捗状況や問題点を共有し、各種報告に対するチェックを複数人で行うなど適切な審査に努めてまいります。